

国における阪神・淡路大震災を教訓とした制度見直し等の概要

1 法令改正等のうち主なもの

- 災害対策基本法の一部改正（平成7年）
 - ・ 政府の災害対策本部体制等の強化、交通規制の強化など、平成7年に二度にわたり改正された。（→「災害対策基本法の改正概要の一覧」を参照）
- 消防組織法の一部改正（平成7年、15年）
 - ・ 消防庁長官は、被災地の都道府県知事からの要請を待ついとまがないと認められるときは、要請を待たずに他の都道府県知事に対し消防の応援のため必要な措置をとることができることとするとともに、災害が発生した市町村以外の市町村長に対し、自ら応援を求めることができることとされた（第24条の3関係）。
 - ・ 阪神・淡路大震災後に要綱設置された緊急消防援助隊について法定化され、大規模な災害や特殊な災害等の発生時における消防庁長官による緊急消防援助隊の出動の指示などの規定が設けられた。
- 自衛隊法施行令の一部改正（平成7年）
 - ・ 都道府県知事等が派遣要請をする場合に明らかにすべき事項の簡略化が図られた。（→「自衛隊に関する主な法令改正等について」を参照）
- 内閣法の一部改正（平成10年）
 - ・ 内閣官房の事務のうち危機管理に関するものを統理する職として、内閣危機管理監が設置された（第15条関係）。
- 災害救助法及び施行令の一部改正（平成11年）
 - ・ 分権一括法の趣旨に従い、都道府県知事が法適用にあたって厚生大臣（当時）へ協議することを求めないこととするとともに、都道府県知事の事務の市町村長への一部委任に係る手続きなどが見直された。
 - ・ なお、運用レベルでは、福祉避難所、福祉仮設住宅などが追加された。
- 被災者生活再建支援法の制定（平成10年）
 - ・ 被災者の生活の立ち上がりを迅速かつ確実に支援することをねらいとして、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給することを定めた被災者生活再建支援法が制定された。
- 地震防災対策特別措置法の制定（平成7年）
 - ・ 避難地、避難路等の整備、小・中学校の耐震化など、地震に強いまちづくりを総合的かつ計画的に実施するため、地震防災対策特別措置が制定された。
 - ・ 本法に基づき、都道府県知事が地震防災上緊急を要する事業について、五箇年計画を作成した場合、一部事業について国庫補助の嵩上げ措置が講じられている。
- 建築物の耐震改修の促進に関する法律の制定（平成7年）
 - ・ 既存建築物の耐震改修を促進するため、特定建築物の所有者の努力義務などを定めた建築物の耐震改修の促進に関する法律が制定された。
- 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律の制定（平成9年）
 - ・ 建替えに対する補助や延焼等危険建築物に対する除却勧告、新たな地区計画制度などを定めた密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律が制定された。

2 国における初動体制等の整備のうち主なもの

○ 防災基本計画の修正

- ・ 自然災害の種類別の体系構成、対応の時系列を考慮した各編の構成、対策を実施する主体の明確化などの観点から、平成7年に防災基本計画が抜本的に見直され、それに伴い各省庁等の防災業務計画も見直された。

○ 内閣情報集約センター、緊急参集チームの設立

- ・ 平成8年に内閣情報集約センターを設立して、災害時における情報収集の24時間体制が整えられた。
- ・ 大規模地震等が発生した場合、関係省庁の局長等の幹部は緊急に総理大臣官邸に参集し、内閣としての初動措置を始動するため、情報の集約を行うこととされた。

○ 地震被害早期評価システムの整備

- ・ 地震発生後、概ね30分以内に被害の大まかな規模を推計し、初動対応に活用するための被害の早期予測システムが整備され、平成8年度から運用されている。

○ 情報・通信基盤の充実強化

- ・ 被災した都道府県の災害対策本部と総理大臣官邸及び国の災害対策本部を直接結ぶ緊急連絡用回線（中央防災無線）が整備された。
- ・ 被災映像を総理大臣官邸、国の災害対策本部等に伝送することができる画像伝送回線が整備された。

○ 新総理官邸内の危機管理センターの整備

- ・ 平成14年にオープンした新総理官邸の地下1階に、新たな危機管理センターが整備された。

○ 現地災害対策本部の法定化

- ・ 被災地における機動的かつ迅速な災害応急活動を推進するため、被害情報、被災地の対応状況等の把握を行い、これらの情報を非常（緊急）災害対策本部や関係機関等に伝達するとともに現地において地方公共団体等と連絡調整を行う現地災害対策本部が災害対策基本法で明記された。

○ 広域応援体制の整備

- ・ 広域応援体制を強化するため、緊急消防援助隊（消防庁及び地方公共団体）、広域緊急援助隊（警察庁及び都道府県警察）が平成7年に創設された。

自衛隊に関する主な法的改正等について

I 法律関係

1 災害派遣の要請手続について

(1) 自衛隊法施行令第106条関係

都道府県知事等が派遣要請する場合に明らかにすべき事項の簡略化

- 「派遣を希望する人員、船舶、航空機等の概数」を削除
- 「派遣を必要とする期間」を「派遣を希望する期間」に改正

2 災害派遣の要請の要求等について

(2) 災害対策基本法第68条の2関係

- 市町長が都道府県知事に対し、自衛隊法第83条1項の災害派遣要請をするよう求めることができる旨を明記
- 上記の要求ができない場合に、その旨及び災害の状況を防衛庁長官等（師団長、駐屯地司令等を含む）に通知できる旨を明記

3 災害派遣を命じられた部隊等の自衛官の権限について

(1) 災害対策基本法第76条の3関係

- 警察官がいない場合の自衛隊緊急通行車両の円滑な通行確保のための措置命令等を規定

(2) 災害対策基本法第63～65条関係

- 市町村長、警察官、海上保安官がいない場合に自衛官が次の措置をとれる旨を規定
- 警戒区域の設定及びそれに伴う立入り制限・禁止及び退去命令
- 他人の土地等の一時使用等
- 現場の被災工作物の除去等
- 住民等を応急措置の業務に従事させること

(3) 自衛隊法第94条の2関係

- 災害派遣を命じられた部隊等の自衛官が、上記の応急措置をとれる旨を規定

II 防災業務計画関係

自衛隊の自主派遣にかかる判断基準等を新たに記載 等

III 防衛計画の大綱関係

大規模な自然災害等への対応を記載

平成 12 年 12 月 14 日に出された中央防災会議主事会議申合せによる「現地対策本部」の役割

現地対策本部の設置	<p>(1) この要領において、現地対策本部とは、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号。以下「災対法」という。）第 25 条第 6 項に規定する非常災害現地対策本部又は災対法第 28 条の 3 第 8 項に規定する緊急災害現地対策本部をいう。</p> <p>(2) 内閣府は、被災地と災対法第 24 条第 1 項に規定する非常災害対策本部又は災対法第 28 条の 2 第 1 項に規定する緊急災害対策本部（以下「本部」という。）との連絡調整及び被災地における機動的かつ迅速な災害応急対策推進体制の確立のために現地対策本部を置くことが特に必要であると認める場合に、その旨を内閣総理大臣に報告する。</p> <p>(3) 内閣総理大臣は、内閣府からの報告に基づき、必要であると認める場合に、現地対策本部の設置を決定する。</p> <p>(4) 内閣府は現地対策本部の設置が決定されるに際し、名称、所管区域並びに設置の場所及び期間の案を作成し、内閣総理大臣の決裁を得るとともに、国会報告及び告示の手続きを開始するものとする。また、現地対策本部を緊急災害対策本部に設置する場合には閣議講議の手続きも併せて開始するものとする。内閣府は、以上の手続きと併行して、現地対策本部を設置する旨、各省庁及び被災地方公共団体に速やかに連絡するものとする。</p> <p>(5) 現地対策本部の設置は、原則として一の災害に一つとし、その名称及び所管区域は本部の名称、所管区域に準じ、設置の場所は原則として最も被害の大きいと見込まれる都道府県に、期間は現地における被災地方公共団体に対する国の支援や相互の連絡調整の必要性があると認められる間とする。</p> <p>(6) 緊急災害対策本部に現地対策本部が設置された場合において、当該災害に係る非常災害対策本部に現地対策本部が既に設置されているときは、当該現地対策本部は廃止されるものとし、緊急災害対策本部の現地対策本部が当該非常災害対策本部の現地対策本部の所掌事務を承継するものとする。</p>
現地対策本部の所掌事務	<p>現地対策本部は、本部の所掌事務のうち、指定地方行政機関、地方公共団体等の各機関が防災業務計画又は地域防災計画に基づいて実施する災害応急対策の総合調整に関する事務のうち、被災地において機動的かつ迅速に処理することが適当なものとして本部長の定める事務を行う。</p> <p>具体的には、必要に応じ又は被災地方公共団体の要請に基づき、以下の事務について被災地の地方公共団体と本部との連絡調整を行いつつ、政府が実施する対策に係る事務を処理するとともに、地方公共団体の災害対策本部、指定公共機関その他の防災関係機関が実施する災害対応急対策の円滑な実施のため必要な支援、協力等を行うこととする。</p> <p>(1) 現地対策本部は、本部の現地機関として、以下の事務を行うものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①被害状況、被災地の対応状況及び広域的支援状況の把握並びにこれらに関する情報の関係機関、本部等への連絡 ②被災地からの要望の把握、要望事項の本部への伝達、被災地の地方公共団体との調整及び政府の行う施策についての被災地への広報 ③国又は国に申し出のあった機関等の支援に係る人員、物資の輸送及び供給に関する連絡調整 ④国の施設を活用した避難者の収容についての連絡調整 ⑤政府調査団、大臣等政府関係者による現地調査、現地視察等に係る日程等の連絡調整 ⑥その他現地対策本部の役割を果たすために必要な事務 <p>(2) 現地対策本部は、本部の指示により、又は都道府県等からの要請を受け、都道府県災害対策本部等の行う以下の事務に関して、できる限りの支援を行うものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①自衛隊、海上保安庁、警察（広域緊急救援隊を含む。）、緊急消防援助隊等の広域的支援部隊及び現地の消防、警察等の行う救助・救急及び消火活動の調整 ②国立病院、国立大学病院、自衛隊等国の機関、周辺地方公共団体の医療機関、現地の医療機関、民間医療機関等の救護班の行う医療活動の調整 ③被災地における避難者の収容に関する調整 ④被災地における緊急輸送に関する調整 ⑤その他本部長が必要と認めたもの

現地対策本部の運営	<p>(1) 現地対策本部長は現地対策本部設置場所に到着後直ちに現地対策本部の開設を宣言し、被害状況の把握、可能な限りの被災地方公共団体の要望聴取等を行い、以後の運営方法を現地対策本部員に指示するものとする。</p> <p>(2) 現地対策本部においては、各省庁との連絡要員の他、被災都道府県の災害対策本部との連絡要員、広報担当、庶務担当等の担当者を定めるとともに、被害状況把握、交通規制・救助・救急・消火・医療・避難者保護・緊急輸送等ごとの担当者を定めるものとする。</p> <p>(3) 現地対策本部長は、連絡要員を被災都道府県の災害対策本部に常駐させ、被災都道府県との連絡を密にするよう努めるものとする。</p> <p>(4) 現地対策本部長は、定期的に被災地方公共団体との打合せ、現地対策本部会議の開催を行うよう努めるとともに、現地の状況について現地対策本部員又はその他の職員に調査させるとともに、適宜報告を求め、必要に応じ指示を行うものとする。</p> <p>(5) 現地対策本部は本部との連絡を密にし、定期的な報告を行わなければならない。この場合において、連絡を受けた本部は本部員を通じて各省庁に情報を提供するものとする。本部は現地対策本部との連絡窓口を設け、連絡、支援を行うものとする。</p>
現地対策本部要員予定者	<p>(大規模な自然災害を想定した場合の初動期における原則的な構成)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○本部長内閣府副大臣又は大臣政務官 ○本部員内閣府大臣官房審議官（防災担当） ○内閣府政策統括官付参事官（防災総括担当）付企画官 ○内閣官房内閣参事官 ○警察庁管区警察局公安部長（東京都及び北海道にあっては警察庁警備局警備課警備管理官） ○陸上自衛隊方面総監部幕僚副長 ○総務省総合通信局無線通信部長（沖縄にあっては沖縄総合通信事務所情報通信部長） ○消防庁防災課災害対策官 ○消防庁震災対策室震災対策専門官 ○厚生労働省地方厚生局総務管理官 ○国土交通省地方整備局企画部環境審査官（北海道にあっては北海道開発局事業振興部長、沖縄にあっては沖縄総合事務局開発建設部長） ○国土交通省地方運輸局企画部長（沖縄にあっては沖縄総合事務局運輸部長） ○気象庁管区気象台技術部長（東京管区にあっては気象庁予報部主任予報官、沖縄気象台にあっては次長） ○気象庁管区気象台技術部地震情報官（東京管区及び沖縄気象台にあっては気象庁地震火山部地震情報企画官） ○海上保安庁管区海上保安本部警備救難部長（三～九管区にあっては企画調整官、十一管区にあっては次長） ○その他の関係省庁の必要と考えられる要員 ○その他の職員内閣府政策統括官付参事官（灾害応急対策担当）付参事官補佐 ○内閣府政策統括官付参事官（地震・火山対策担当）付主査 ○内閣府政策統括官付参事官（灾害応急対策担当）付防災通信官付主査 ○内閣府大臣官房会計課課長補佐 ○内閣府大臣官房総務課秘書専門職 ○その他関係省庁の必要と考えられる要員 <p>(注) 気象庁においては、地震又は火山災害の場合は地震情報官等、風水害等のその他の自然災害の場合は技術部長等とし、消防庁においては、地震災害の場合は震災対策専門官、風水害等その他の自然災害の場合は災害対策官とする。</p> <p>実際の災害時には状況に応じ追加、省略、変更がありうる。また、事態の推移に応じ関係省庁等の要員の追加、変更等を行うこととする。</p>

● 大規模災害に際しての消防
及び自衛隊の相互協力について

平成八年一月七日
消防救第二十七号
各都道府県消防
救急救助課長通達

(2) 救援活動の態勢に係る情報
(3) 前記のほか、消防及び自衛隊の任務遂行に資する情報

とし、相互に積極的に連絡を取り合い、情報

の共有に努めるものとする。

2 協定第二条に定める連携のための調整

について

大規模災害の発生地その他の目的地(以下「被災地等」という)における人命救

この度、先の阪神・淡路大震災における教訓にかんがみ、特に、大規模災害に際しての消防及び自衛隊の相互の協力に関する必要な事項について明確にするため、別添のとおり防

術庁と「大規模災害に際しての消防及び自衛隊の相互協力に関する協定」(平成八年一月一七日付消防救第三号、防運第一五三号。以下「協定」という)を締結したので、左記事項に留意の上、大規模災害時における自衛隊の協力に専念せられた自衛隊で現地調査機関を設け、原則として当該消防の施設における調整のための会議により行うこと。

なお、具体的には被災地等を管轄する消防及び灾害派遣を命ぜられた自衛隊で現地調査機関を設け、原則として当該消防の施設における調整のための会議により行うこと。ただし、消防、警察及び自衛隊において、協議のうえ別に定めるときはこの限りでないこと。

3 協定第二条に定める消防職員等の移動

のための協力について

自衛隊は、消防組織法第二四条の三の規定に基づき、災害が発生した市町村のため

救援出動する消防機関の職員及び当該救援

出動に必要な資機材の被災地等への迅速な移動を確保するため、当該消防職員等の航空輸送その他の輸送支援を行うものとされ

てること。

なお、消防及び警察の相互協力についても同様に定めることとする。

記

1 協定第二条に定める情報交換について

大規模災害に際しては、速やかに、当該災害に係る情報を収集し、消防と自衛隊との間で相互に提供するものとする。

なお、情報交換の対象となるものは、

(1) 大規模災害の状況に係る情報

古屋市消防局、大阪市消防局、福岡市消防局)にあっては、自衛隊の輸送支援を受け場合の収集場所等について予め定めておくこと。

4 協定第三条に定める消防及び自衛隊の平素の連絡調整について

平素から消防と自衛隊との間で、密接な連絡調整が行われるよう協力するものとする。

5 協定第三条に定める消防及び自衛隊の平素の連絡調整について

平素から消防と自衛隊との間で、密接な連絡調整が行われるよう協力するものとする。

第二条 消防庁及び防衛庁は、次の事項に

第十二条 第二条及び三において同じ。

地その他の目的地(「被災地等」という)への迅速な移動に係る協力に關し、必要な事項を定めるものとする。

(大規模災害に際しての協力の内容)

第二条 消防庁及び防衛庁は、次の事項に關し、相互に協力するものとする。

1 情報交換

消防及び自衛隊は、速やかに、当該大規模災害に係る情報を収集し、相互に提供するものとする。

2 連携のための調整

消防及び自衛隊は、被災地等における命救助その他の救援活動をより効果的に行うため、連携してその任務に当たるよう相互に調整を行うものとする。

3 消防職員等の移動のための協力

自衛隊は、応援出動を行うことを命ぜられた消防職員等の被災地等への迅速な移動を確保するため、当該消防職員等の航空輸送その他の輸送支援を行うものとする。

4 平素の連絡

消防庁及び防衛庁は、大規模災害に際し迅速かつ適切にその任務を遂行するこ

とができるように、平素から消防及び自衛隊の密接な連絡調整が行われるよう協力す

るものとする。

第三条 消防庁及び防衛庁は、大規模災害に際し迅速かつ適切にその任務を遂行するこ

とができるように、平素から消防及び自衛隊の密接な連絡調整が行われるよう協力す

るものとする。

第一條 この協定は、大規模災害(消防及び

自衛隊の相互の協力が必要となるその他の事態を含む。以下同じ)に際し、消防及

び自衛隊がその任務を遂行するため、相互

の連絡調整及び消防職員等(消防組織法

(昭和三年法律第三六号)第二四条の